

参考資料2

平成 17 年度 環境技術実証モデル事業・ロゴマークの使用指針

平成 17 年 10 月 14 日

1. はじめに

環境省では、環境技術実証モデル事業を一般に広く普及させることを目的として、下記に示すロゴマークを「環境省環境技術実証モデル事業ロゴマーク（以下単に「ロゴマーク」という。）」として決めました。

環境技術実証モデル事業ロゴマーク



2. 使用の範囲及び制限

このロゴマークは、以下の（１）～（３）のために使用することができます。その他の目的のために使用することはできません。

- （１）本モデル事業を新聞・雑誌・学術論文・ウェブサイト等において一般に紹介するために使用することができます。この形態の使用に際し、特別な許可は必要ありません。
- （２）環境省及び実証運営機関¹において実証試験結果報告書が承認された対象技術について、当該技術の紹介や広告等のために使用することができます。ただしその際には、「3. 表示方法について」に示す表示方法を遵守しなければならず、なおかつ、当該技術に関して、環境省その他本モデル事業関係機関による保証・認証・認可等を少しでも謳うような状況で使用してはいけません。
- （３）実証運営機関及び実証機関²に選定された機関において、それら機関に選定されている旨の表示のために使用することができます（関係機関への届出や承認等は特に必要ありません）。ただし、当該機関が実証運営機関や実証機関である期間が過ぎた後は、新たにこの形態による使用を行ってはなりません。

3. 表示方法について

一般的な遵守事項

- [1] 環境省、実証運営機関、実証機関、データベース運営機関³その他のモデル事業関係諸機関による実証対象技術の事業者、製品、技術、サービス等についての保証・認証・認可等を少しでも謳うような状況で使用してはいけません。
- [2] ロゴマークを、製品、技術、サービス等の名称の一部に使用してはいけません。

* 実証番号の交付を受けた技術の紹介や広告等のために使用する場合は、以下の点についても遵守しなければなりません。

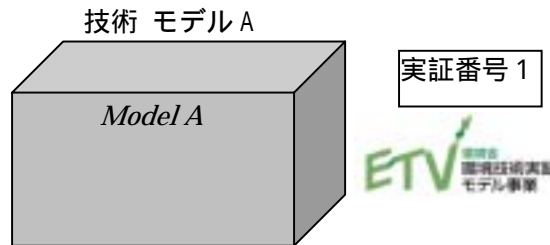
- [3] 環境省から交付された実証対象技術固有の実証番号を、ロゴマーク近傍に表示して下さい。
- [4] どれが実証対象技術であるかが明確に判別できるように、実証対象技術の名前等の付近にロゴマークを配置して下さい。製品のシリーズの中で 1 モデルのみが実証対象技術であるような製品についても、その状況が明確になるようにして下さい。なお、製品のシリーズの 1 モデルについてのみ実証を受けた場合、製品の技術や性能が同一でない限り、原則、シリーズの他の製品についてロゴマークを使用してはいけません。製品の技術や性能が同一であるかどうかについて疑義がある場合には、環境省に協議して下さい。
- [5] 技術の紹介等に用いる場合には、ロゴマークは単独で用いず、「この技術の性能に関する情報は、環境技術実証モデル事業のウェブサイトでも入手することができる。環境技術実証モデル事業の名前やロゴマークの使用は、この技術やその性能に関して、環境省等による保証・認証・認可等を謳うものではない」という旨をロゴマーク近傍に常に記載して下さい。この記載は容易に識別できる大きさと表示して下さい。

ロゴマークの表示方法

- [1] ロゴマークの配色は別紙に示すものとし、その他の配色を使用することはできません。
- [2] ロゴマークは、独立したマークとして容易に識別できるように表示して下さい。
- [3] ロゴマークに対して、切断・分割・変形等の加工を行ってはいけません。ただし、ロゴマーク全体の大きさを変えることは可能です。
- [4] ウェブサイトにおいて使用する場合、ロゴマークは環境技術実証モデル事業ホームページ (<http://etv-j.eic.or.jp/>) へのホットリンクとして下さい。なお、バナー画像を利用される場合は、下記画像を任意の場所に保存して、HTML タグを以下のとおり記述して下さい。

	記述方法
（サイズ = 160x50px）	・・・
（サイズ = 130x40 px）	・・・
（サイズ = 88x31 px）	・・・

参考 製品やカタログ等にロゴマークを利用する場合の例



技術モデル A の性能に関する情報は、環境技術実証モデル事業のウェブサイト (<http://etv-j.eic.or.jp/>) でも入手することができます。環境技術実証モデル事業の名前やロゴマークの使用は、この技術やその性能に関して、環境省等による保証・認証・認可等を謳うものではありません。

- 1 実証運営機関とは、実証試験要領の作成、実証機関の選定を行うほか、実証機関への実証試験の委託、実証試験にかかる手数料項目の設定及び実証申請者からの手数料の徴収を行う機関で、環境省が選定します。
- 2 実証機関とは、実証手数料の詳細額の設定、実証対象技術の企業等からの公募、実証対象とする技術の審査、必要に応じて実証試験計画の策定、技術の実証（実証試験の実施）、実証試験結果報告書の作成を行う機関で、環境省又は実証運営機関が選定します。
- 3 データベース運営機関とは、実証試験要領・実証試験計画、実証試験結果報告書等のモデル事業の成果や公募情報、その他の関連情報についてデータベースを作成し、その運営・管理・公表を行う機関で、環境省が選定します。